

## 要望／苦情／事故等における窓口

### 〈 要望・苦情 〉

ご利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情処理担当者・各市町村の高齢者対策課・国民健康保険団体連合会（026-238-1555）・地区の区長、担当民生委員に申し出ることができます。

また、苦情受付ポストを設置しておりますので管理者宛に文書で申し出ができます。

### 〈 事故等 〉

ご利用者の事故等に関しては、事故処理担当者が窓口となっております。状況に応じて、ご利用者の居住地となっている市町村役場の高齢者対策課への連絡をいたします。

事故がおきた場合はその状況に応じて、医師、看護師、介護職員等で協力し誠意をもって対応いたします。